

板橋区刊行物取扱要綱実施細目

第1 刊行物の定義

この実施細目における刊行物の定義は、板橋区刊行物取扱要綱（以下「要綱」という。）

第2条及び別表1によるものとする。

第2 1類（冊子・書籍等）

要綱別表1の1類に掲げる刊行物について、以下のとおり定める。

1 刊行物番号

要綱第5条による刊行物番号は、毎年4月1日から翌年3月31日までに発行される刊行物の一連番号とする。

2 刊行物作成上の留意事項

刊行物を作成する際は、次の各号に関して留意すること。ただし、これによりがたい場合は、要綱第4条に掲げる刊行物作成報告書にその理由を付すこと。

- (1) 刊行物には奥付を設け、区政情報課が発行する刊行物番号を記載する。
- (2) 刊行物に背文字（刊行物の名称）を印刷する。
- (3) 複数年継続する刊行物は、刊行物の名称を統一する。
- (4) 両面刷りとする。
- (5) 寸法は、日本産業規格（JIS）による。

3 有償刊行物

(1) 有償、無償の決定

区民等に頒布する刊行物は原則として有償とする。ただし、次の項目のいずれかに該当するものは、無償頒布とすることができる。

- ① 区内の全家庭に頒布することを目的として作成される刊行物
- ② 学校教育に係わる教材・指導書等で、児童・生徒、指導者に頒布する目的で作成される刊行物
- ③ 事業の推進、区民の意識啓発を図る目的で作成される刊行物
- ④ 事務事業、施策を周知し、事業を円滑に行うために作成される刊行物
- ⑤ 事務事業の用に供するため、職員、関係者等特定の対象者のみに頒布することを目的とする刊行物
- ⑥ その他、区政情報課に事前に協議し、無償頒布することが必要であると認められた刊行物

(2) 有償刊行物の頒布価格

有償刊行物の頒布価格は、原則として次により算出した経費によるものとする。

① 頒布価格の決定方法

ア 価格の算定は、次の計算式によって行う。

頒布価格＝作成に要した経費 ÷ 印刷（作成）部数

ただし、10円未満は切り捨てる。

イ 作成に要した経費とは、印刷、製作又は製本した場合の経費相当額に、刊行物作成に係る直接経費（編集、執筆、翻訳等の委託経費相当額）を加算したものをいう。

ウ 庁内印刷の場合は、用紙代及び印刷に要した経費を作成に要した経費とする。庁内印刷後に、製本等を外部の者に行わせた場合は、その製本等の経費を庁内印刷の経費と合算したものを作成に要した経費とする。

エ 庁内印刷による有償刊行物の作成に要する経費の算出方法は、3年毎に見直すこととする。

オ 磁気媒体及び電子媒体等で作成された有償刊行物の頒布価格は、刊行物を発行しようとする課の長（以下「発行主管課長」という。）が区政情報課長と協議して定める。

② 割引頒布及び割引頒布価格の決定方法

ア 割引は、全て画一的に割引くのではなく、出版物の内容の特性及び売れ行きの見通し等を発行主管課長が総合的に判断し、割引の対象とすることができるものとする。

イ 割引頒布価格の算定は、次の計算式によって行う。

割引頒布価格＝頒布価格－（頒布価格×割引率）

ただし、10円未満は切り捨てる。

(3) 頒布価格の決定方法の特例

前2号の規定にかかわらず、次のとおり頒布価格の決定方法に特例を設けることができる。

- ① 前号で算出した価格が高額で社会通念上不相当と認められる場合は、区民等が入手し易いように他の刊行物等の価格を参考として定める。
- ② 特に区民の区政に対する参加及びコミュニティ活動への参加を啓発し、又は増進することを目的とする刊行物については、区民が広く入手し易いように、作成に要した経費の50%相当額とし、10円未満は切り捨てる。
- ③ 区と他団体が同一刊行物を作成し、区と他団体が価格について共通単価を設定する場合は、その単価をもって頒布価格とする。
- ④ その他の理由により頒布価格を定めるときは、発行主管課長が区政情報課長と協議して定める。

(4) 有償刊行物の無償頒布

有償刊行物を無償で頒布するのは、次の項目のいずれかに該当する場合とする。

- ① 職員の執務並びに議員の議会活動及び調査に使用する場合

- ② 国若しくは都の関係機関又は他の自治体に参考資料として送付する場合
- ③ 町会、自治会、青少年団体等の公共的団体又は区が行政上設置している審議会、協議会の構成員が、その職務を行うに関し必要とする場合
- ④ 刊行物の著作又は編集のために、資料提供など協力を行った者に贈呈する場合
- ⑤ 他団体から視察に訪れた者及び報道関係者に頒布する場合
- ⑥ その他、刊行の目的に照らして、無償で頒布することが必要であると認められる場合

4 配付

(1) 関係機関

発行主管課長は、刊行物作成後、その活用等を図るため、次に掲げる関係機関へ配付するものとする。送付部数は次のとおりとし、区政情報課が取りまとめたうえで、関係機関に送付する。

- ① 板橋区区政資料室 2部
- ② 板橋区公文書館 2部
- ③ 国会図書館 3部
- ④ 東京都立図書館 1部
- ⑤ 特別区自治情報・交流センター 1部

ただし、上記の数が適当ではないと認められる刊行物については、送付部数を変更し、又は送付しないことができる。また、発行主管課長は、有償刊行物について、区政資料室での頒布を希望する場合は、上記に加え有償頒布分として2部を区政情報課に送付する。

(2) 区職員等

発行主管課長は、区職員等への配付について、経営改革推進課の示す「冊子類配布基準」に基づき、適正な配付数を検討すること。

5 区ホームページへの掲載

発行主管課長は、原則として、作成した刊行物の電子データを区ホームページに掲載し区政情報の提供に努めること。

第3 2類（パンフレット等）

要綱別表1の2類に掲げる刊行物について、以下のとおり定める。

1 報告及び登録

- (1) 発行主管課長は、刊行物作成後、区政情報課長が全庁LANポータルシステムに掲載する、パンフレット等作成一覧（別記第1号様式）に必要事項を記載することにより、区政情報課長に報告する。
- (2) 区政情報課長は、前号により報告を受けた際には、刊行物登録を行う。

(3) 区政情報課長は、前号により刊行物登録した情報を区ホームページに掲載する。

2 配架

区政情報課長は、その活用等を図るため、前項により登録した刊行物を区政資料室に1部配架する。

3 区ホームページへの掲載

発行主管課長は、原則として、作成した刊行物の電子データを区ホームページに掲載し、区政情報の提供に努めること。

付 則

1 この実施細目は、平成3年11月1日から施行する。

2 板橋区有償刊行物取扱要綱運用基準は、平成3年10月31日をもって廃止する。

付 則

この一部改正は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成13年5月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成14年5月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成20年7月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成28年11月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和4年5月1日から施行する。

(別記第1号様式)

パンフレット等作成一覧

番号	掲載日	内容	種類	所属コード	作成部署	配布期間	配布場所等
			☐ パンフレット ☐ リーフレット(チラシ) ☐ ポスター ☐ カード ☐ その他()				☐ 発行課窓口 ☐ 区政情報課 ☐ 図書館 ☐ 地域センター ☐ 区民事務所 ☐ 区立小中学校 ☐ 区HPへ掲載 ☐ その他()
			☐ パンフレット ☐ リーフレット(チラシ) ☐ ポスター ☐ カード ☐ その他()				☐ 発行課窓口 ☐ 区政情報課 ☐ 図書館 ☐ 地域センター ☐ 区民事務所 ☐ 区立小中学校 ☐ 区HPへ掲載 ☐ その他()
			☐ パンフレット ☐ リーフレット(チラシ) ☐ ポスター ☐ カード ☐ その他()				☐ 発行課窓口 ☐ 区政情報課 ☐ 図書館 ☐ 地域センター ☐ 区民事務所 ☐ 区立小中学校 ☐ 区HPへ掲載 ☐ その他()
			☐ パンフレット ☐ リーフレット(チラシ) ☐ ポスター ☐ カード ☐ その他()				☐ 発行課窓口 ☐ 区政情報課 ☐ 図書館 ☐ 地域センター ☐ 区民事務所 ☐ 区立小中学校 ☐ 区HPへ掲載 ☐ その他()